

# 別府市まち・ひと・しごと創生本部会議設置要綱

制定 平成27年 2月 5日

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、本市の将来像を描く別府市総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、並びに総合戦略に基づく施策の推進及びその進行管理を図るため、別府市まち・ひと・しごと創生本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 別府市人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 総合戦略の策定及び進行管理に関すること。
- (3) その他第4条第1項の本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部会議は、別府市行政会議の設置及び運営に関する規程（平成17年別府市訓令第5号）第3条第1項に規定する者を構成員として組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部会議に本部長及び副本部長1人を置き、本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。

- 2 本部長は、本部会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部会議の進行は、副本部長が行う。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庁内会議)

第6条 本部会議に下部組織として、第2条各号に掲げる所掌事項について実務的な検討を行う総合戦略策定庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

2 庁内会議の構成員は、本部長が指名する。

（庶務）

第7条 本部会議の庶務は、企画担当課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月5日から施行する。